

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の設置について

〔平成31年 3月 5日  
厚生労働大臣決定〕

1. 趣旨

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」（平成31年3月5日 自殺総合対策会議決定）に基づき、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」（以下「本会議」という。）を設置し、有識者から意見を聴取する。

2. 構成員

- （1）本会議の構成員は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の自殺対策に関連する分野の有識者のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- （2）厚生労働大臣は、構成員の中から、本会議の座長を依頼する。
- （3）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

3. その他

前各項に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本会議が定める。